

◎ 制度の特色

- ①掛金は1人月額30,000円まで損金または必要経費となります。
- ②この制度を採用することにより、中小企業でも大企業なみの退職金制度が容易に確立できます。
- ③将来支払うべき多額の退職金を毎月平準的かつ、計画的に準備できます。
- ④国の中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。

◎ 制度の内容

◆加入資格および条件

- ①奈良県内に事業所を有する商工業者の雇用する従業員で、年齢満15歳以上満70歳未満の現在、健康かつ正常に勤務または就業している方
- ②全従業員の加入が前提となります。
ただし、事業主、役員（使用人兼務役員は除く）および事業主と生計を一にする親族は加入できません。

◆掛金および加入口数

- ①掛金月額：従業員1人につき1口1,000円で、最高30口まで加入できます。
なお、掛金には1口あたり80円の制度運営事務費が含まれています。
- ②口数の増加：お申し出により30口を限度として、口数を増加させることができます。
- ③掛金のご負担：掛金は全額事業主負担です。

◆給付金／お受取方法（重複選択不可）

- ①退職一時金：加入者が退職したとき、別表の一時金額が支払われます。
- ②遺族一時金：加入者が死亡したとき、別表の一時金額に「加入口数×10,000円」を加算した金額が支払われます。

◆給付金の受取人

この制度の受取人は、加入従業員です。給付金は受取人名義の預金口座へ直接お振込致します。
なお、本人死亡のときは、労基法施行規則に定める遺族補償の順位によります。
〔注〕給付金はいかなる場合（懲戒免職の場合を含む）にも事業所にはお支払出来ません。

◆解約手当金

やむを得ず途中で契約を解約した場合、解約手当金が加入従業員に支払われます。
なお、解約手当金の金額は退職一時金額と同額となります。

別表：一時金額表

単位：円

	1口	5口	10口	15口	20口	30口
1年	11,076	55,380	110,760	166,140	221,520	332,280
2年	22,262	111,310	222,620	333,930	445,240	667,860
3年	33,560	167,800	335,600	503,400	671,200	1,006,800
4年	44,971	224,855	449,710	674,565	899,420	1,349,130
5年	56,497	282,485	564,970	847,455	1,129,940	1,694,910
6年	68,137	340,685	681,370	1,022,055	1,362,740	2,044,110
7年	79,894	399,470	798,940	1,198,410	1,597,880	2,396,820
8年	91,769	458,845	917,690	1,376,535	1,835,380	2,753,070
9年	103,762	518,810	1,037,620	1,556,430	2,075,240	3,112,860
10年	115,875	579,375	1,158,750	1,738,125	2,317,500	3,476,250
15年	178,282	891,410	1,782,820	2,674,230	3,565,640	5,348,460
20年	243,873	1,219,365	2,438,730	3,658,095	4,877,460	7,316,190
25年	312,810	1,564,050	3,128,100	4,692,150	6,256,200	9,384,300
30年	385,263	1,926,315	3,852,630	5,778,945	7,705,260	11,557,890

〔注1〕給付額は、商工会連合会特定退職金共済規約に基づく金額であり、将来の社会情勢により改定されることがあります。

〔注2〕年の途中で脱退または死亡したときは、月単位で計算された金額が支払われます。